

令和２年度匝瑳市生涯学習センター運営審議会 次第

日時 令和３年２月１９日（金）

午前９時００分～

場所 野栄福祉センター ２階 娯楽室

１ 開 会

２ 挨 拶

匝瑳市教育委員会 二村 好美 教育長

３ 委員長、副委員長の選出について

- ・運営審議会委員自己紹介
- ・委員長、副委員長選出

４ 議 事

（１）令和２年度事業報告について

- ・生涯学習センター利用実績について
- ・生涯学習センター市教委関連事業報告について

（２）令和３年度事業計画（案）について

- ・生涯学習センター基本方針（案）について
- ・生涯学習センター市教委関連事業計画（案）について

（３）匝瑳市使用料、手数料、占用料等規則の改正（案）について

５ その他

６ 閉 会

匝瑳市生涯学習センター運営審議会委員

【任期】令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏 名	選出区分
礪 部 浩	校長会代表
熱 田 康 雄	学識経験者
佐 藤 正 己	利用団体
石 橋 春 雄	利用団体
須 之 内 靖 子	利用団体
五 鬼 田 実 智 子	利用団体
押 尾 悦 子	利用団体
熱 田 成 治	利用団体
熱 田 節 子	利用団体
野 仲 哲 二	利用団体

令和２年度生涯学習センター月別利用実績

	利用件数				利用人数			
月別	R2年度 A	R1年度 B	前年度との比較		R2年度 A	R1年度 B	前年度との比較	
			C (A-B)	D (C/B×100)			C (A-B)	D (C/B×100)
４月	0	113	-113	-100.00%	0	1,723	-1723	-100.00%
５月	0	122	-122	-100.00%	0	2,430	-2430	-100.00%
６月	76	118	-42	-35.59%	856	1,987	-1131	-56.92%
７月	102	122	-20	-16.39%	1,190	1,862	-672	-36.09%
８月	65	101	-36	-35.64%	854	1,365	-511	-37.44%
９月	70	89	-19	-21.35%	842	2,139	-1297	-60.64%
１０月	90	106	-16	-15.09%	1,112	1,320	-208	-15.76%
１１月	92	126	-34	-26.98%	971	2,126	-1155	-54.33%
１２月	78	98	-20	-20.41%	950	1,604	-654	-40.77%
１月	50	72	-22	-30.56%	463	1,035	-572	-55.27%
２月								
３月								
合計	623	1,067	-444	-41.61%	7,238	17,591	-10353	-58.85%
平均	62.3	106.7	-44.4	-40.20%	723.8	1,759.1	-1035.3	-55.72%

※令和3年1月31日現在

令和2年度生涯学習センター（各部屋毎）月別利用状況

1. 利用件数

※令和3年1月31日現在

月	開館日	講座室 (ABC)	会議室	調理室	研修室	講座室 (1・2)	多目的 ホール	ロビー	全館	資料室	計
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	25	11	18	5	4	7	22	0	0	9	76
7	27	14	20	7	4	13	30	1	0	13	102
8	26	10	13	7	5	9	14	0	0	7	65
9	22	11	10	6	4	10	16	1	0	12	70
10	27	12	15	8	3	11	26	0	0	15	90
11	25	11	12	15	4	14	20	0	0	16	92
12	24	12	10	10	3	17	14	0	0	12	78
1	24	10	11	2	1	11	8	0	0	7	50
2											
3											
合計	200	91	109	60	28	92	150	2	0	91	623

2. 利用人数

月	開館日	講座室 (ABC)	会議室	調理室	研修室	講座室 (1・2)	多目的 ホール	ロビー	全館	資料室	計
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	25	102	239	45	20	70	291	0	0	89	856
7	27	116	224	53	19	148	519	6	0	105	1,190
8	26	78	207	86	21	118	299	0	0	45	854
9	22	73	115	46	18	119	384	6	0	81	842
10	27	104	177	89	16	120	471	0	0	135	1,112
11	25	83	145	97	19	134	376	0	0	117	971
12	24	95	156	105	15	192	295	0	0	92	950
1	24	75	134	17	3	125	48	0	0	61	463
2											
3											
合計	200	726	1,397	538	131	1,026	2,683	12	0	725	7,238

令和2年度生涯学習センター市教委関連事業報告

1. 生涯学習の推進

●社会教育委員会、生涯学習センター運営審議会関係

*1月31日現在

開催日	内 容	人 数	場 所
4/22 (水)	市社会教育委員会①	※書面会議による	
10/29 (木)	市社会教育委員会②	※書面会議による	
2/19 (金)	市社会教育委員会③		野栄福祉センター
2/19 (金)	生涯学習センター運営審議会		野栄福祉センター

●生涯学習センター講座

講座名	開催時期	回 数	人 数	場 所
おもしろ世界遺産	6月～7月	8回	43人	会議室
やさしい琴	6月～9月	7回	58人	講座室1, 2(和室)
そば打ち	6月～9月	7回	20人	調理実習室
お菓子作り	7月～3月	5/6回	35人	調理実習室
楽しい絵手紙	6月～1月	8回	52人	会議室、研修室
アロマストレッチと健康体操	6月～12月	8回	114人	講座室1, 2(和室)、のさかアリーナ
健康太極拳	6月～8月	8回	155人	多目的ホール
ヒーリング・ピアニッシモ	※新型コロナウイルスの影響により中止			
男のスイーツ	10月・11月	2回	6人	調理実習室
ヨガ	6月～12月	6/7回	30人	講座室1, 2(和室)
親子休日チャレンジ	7月～12月	14回	216人	調理実習室ほか
11講座開設合計			729人	

●高齢者教室

講座名	開催時期	回 数	人 数	場 所
野栄寿大学	※新型コロナウイルスの影響により中止			
寿大学パソコン講座	※新型コロナウイルスの影響により中止			

2. 青少年健全育成の推進

●家庭教育力活性化支援事業：家庭教育学級役員会および各学級講座(親子体験教室)

家庭教育学級	内 容	人 数	場 所
家庭教育学級役員会	第1回役員会	※新型コロナウイルスの影響により中止	
家庭教育学級役員会	第2回役員会	※新型コロナウイルスの影響により中止	
家庭教育学級役員会	第3回役員会	※新型コロナウイルスの影響により中止	
親子料理教室	八日市場小学校・須賀小学校・豊栄小学校・吉田小学校・椿海小学校・豊和小学校・平和小学校・共興小学校・栄小学校・野田小学校	※新型コロナウイルスの影響により中止	
合 計		0人	

●青少年健全育成事業：通学合宿(青少年相談員主催)の促進

開催日	内 容	人 数	場 所
6/17～20(水～土)	そうさフロンティア学寮 野田・栄小	※新型コロナウイルスの影響により中止	
9/23～26(水～土)	そうさフロンティア学寮 共興・平和小	※新型コロナウイルスの影響により中止	
11/18～21(水～土)	そうさフロンティア学寮 豊和・椿海小	※新型コロナウイルスの影響により中止	
合 計	参加児童数(参加対象5・6年生)合計	0人	

令和3年度匝瑳市生涯学習センター基本方針（案）

匝瑳市生涯学習センターは、市民の生涯学習・社会教育の拠点の一つとして、社会教育法に基づき、学習意欲のある市民に対して生涯学習の機会と場を提供します。また、市民一人ひとりが生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも学習でき、学習した成果が社会の中で活かされる」ことにより、市民の生きがいや、豊かで充実した生活につながるよう、「学習の場」としてだけでなく、「交流の場」として継続的な学習環境を提供できる施設として充実を図っていきます。

1 基本目標

- (1) 八日市場公民館、生涯学習課スポーツ振興班と連携しながら、市民の要望を踏まえた各講座、教室を開催します。
- (2) 講座修了者が継続して学び、交流できるサークルの育成、援助に努めます。
- (3) 市民が活動しやすい生涯学習・社会教育施設として一層の充実を図り、市民並びに社会教育団体やサークル等の利用促進を図ります。
- (4) 家庭教育力活性化事業や通学合宿の促進ならびに青少年体験活動事業を開催し、家庭教育支援や青少年健全育成を推進していきます。

2 実施計画

上記の基本目標に沿って、以下の事業等を実施します。

- (1) 生涯学習講座開催事業
誰もが参加でき、楽しく学べる「生涯学習センター講座」を11講座開催。
- (2) 高齢者教室開催事業
「野栄寿大学の生きがい講座」でパソコン教室を年間22回開催。
- (3) 青少年健全育成事業
通学合宿「フロンティア学寮」を開催。1回目：野田小・栄小、2回目：平和小・共興小、3回目：椿海小・豊和小の小学生5、6年生を対象に実施する。
- (4) 家庭教育力活性化事業
親としての教育力を高め、併せて相互の交流や情報交換を図るため、家庭教育学級での親子体験教室、教育講演会等を開催。
- (5) 各講座及びサークルの学習成果の発表と合わせて生涯学習センター事業のPRの場となる匝瑳市文化団体協議会による文化祭、生涯学習祭を後援する。
- (6) 「広報そうさ」や「市ホームページ」等により幅広く情報の提供を行う。

令和3年度生涯学習センター市教委関連事業計画（案）

【生涯学習センター講座】 ※日程等については今後の調整にて一部変更あり

事業名	日程等	会場
楽しい絵手紙講座	6月8日初回(全8回原則第2火曜日13:30～) 6～1月	会議室
お菓子作り講座	5月12日初回(全6回原則第2水曜日13:30～) 5～3月	調理実習室
おもしろ世界遺産講座	5月12日初回(全7回水曜日13:30～) 5～8月	会議室
ヒーリング・ピアダンス講座	5月7日初回(全8回金曜日19:30～) 5・6月	のさかアリーナ
やさしい琴講座	5月14日初回(全7回第2金曜日～19:30～) 5～8月	講座室1・2(和室)
健康太極拳講座	5月8日初回(全8回土曜日14:00～) 5～7月	多目的ホール
アロマストレッチと健康体操講座	5月8日初回(全8回原則第1土曜日13:30～) 5～12月	のさかアリーナ
そば打ち講座	5月15日初回(全7回土曜日9:00～) 5～8月	調理実習室
男のスイーツ道場	5月16日初回(全2回) 5～10月	調理実習室
ヨガ講座	6月16日初回(全7回火曜日11:00～) 6～1月	講座室1・2(和室)
親子休日チャレンジ講座	下記参照：チャレンジ講座7コース、全14回	
A 江戸流手打ちそば体験	12月18日・19日・25日 全3回	調理実習室
B 夏休み陶芸体験	7月25日・8月1日 全2回	資料室
C お菓子作り体験	10月9日・11月13日 全2回	調理実習室
D 太巻き寿司作り体験	10月3日・11月7日 全2回	調理実習室
E しめ縄リース作り体験	12月4日 全1回	講座室1・2(和室)
F 親子でパークゴルフ体験(★)	10月3日・10月24日 全2回	パークゴルフそうさ
G 親子でヨガ体験	8月1日・8月22日 全2回	講座室1・2(和室)

(★)印は新規事業

【高齢者教室】

野栄寿大学	5月7日初回(全9回、10:00～)	多目的ホール他
寿大学パソコン講座	※日程調整中(月2回程度、9:00～)	講座室C

【家庭教育支援・青少年体験活動事業】

事業名	日程等	会場
家庭教育学級役員会、親子体験教室等	4月～3月	会議室、講座室
[通学合宿]	6月16日(水)～19日(土) 野田・栄小	全館
そうさフロンティア学寮	9月29日(水)～10月2日(土) 共興・平和小	
	11月17日(水)～20日(土) 豊和・椿海小	

【文化イベント】

事業名	日程等	対象
第55回のさか文化祭(展示・芸能)	10月23日(土)、24日(日) のさかアリーナ ※芸能発表は24日のみ	各文化会 センター利用サークル センター講座、他
第69回八日市場文化祭(芸能)	10月24日(日) ふれあいセンター	
第69回八日市場文化祭(展示)	11月20日(土)、21日(日) 公民館	
第11回生涯学習祭(展示・芸能)	2月13日(日) 野栄総合支所	

※市教委主催・共催・後援事業で、主に生涯学習センターが主会場または関連するものを記載

令和3年度 生涯学習センター講座のご案内 (案)

募集期間 4月2日(金)～4月16日(金)
※親子休日チャレンジ講座は7月1日から受付開始

NO	講 座 名	内 容	日 程	曜 日			時 間	定員	場 所	必要事項・費用など
1	楽しい絵手紙 ★	「ヘタでいい ヘタがいい」を合言葉に、感じるままに自分らしく描いてみましょう。	6月～1月 全8回	第2火曜日	平日の 昼間		13:30～15:30	20人	会議室	道具代 11,220円(希望者) 材料費 各回200～300円程度
2	お菓子作り	身近な材料で簡単にできる！おいしい手作りおやつやケーキの作り方が学べます。	5月～3月の全6回	隔月 第2水曜日			13:30～15:30	12人	調理室	材料費を講座毎に集金
3	おもしろ世界遺産	世界遺産は世界中にあります。もちろん日本にも！学んでみるとおもしろい。世界遺産の見方が変わるかも？	5月～8月 全7回 6月は移動教室	水曜日			13:30～15:00	20人	会議室	希望によりテキスト・ワークブック 購入可能
4	ヨ ガ	深い呼吸とともにポーズを行うヨガは、体を整えるだけでなく、精神的にも落ち着きます。チャレンジしてみたいいかがですか。	6月～1月 全7回	火曜日			11:00～12:15	12人	講座室 (和室)	
5	ヒーリング・ピアダンス	和気あいあいに、音楽に合わせた創作ダンスを楽しく踊って、気分爽快にしましょう！初心者の方、大歓迎です！	5・6月 全8回	毎金曜日	平日 夜間		19:30～21:00	20人	のさか アリーナ 文化ホール	
6	やさしい琴 ★	初心者や琴をお持ちでない方も大歓迎！「琴」の素敵な音色で、いろいろな曲を演奏してみませんか。	5月～8月 全7回	第2・第4 金曜日 8月は第1金曜日			19:30～21:30	15人	講座室 (和室)	練習用琴あり 曲に応じて楽譜代 1,000円程度
7	健康太極拳	ゆったりとした動作と呼吸でリラックス、美容と健康に効果があります。体幹と足腰がいつの間にか鍛えられます。	5月～7月 全8回	土曜日	土曜日 または 日曜日		14:00～16:00	25人	多目的 ホール	
8	アロマストレッチと健康体操	アロマセラピーの香り効果で、心身ともにリフレッシュしましょう！	5月～12月 全8回 (5月は第2土曜日)	第1土曜日 (5月除く)			13:30～15:00	15人	のさか アリーナ 文化ホール	
9	そば打ち	「年越し蕎麦は自分で打つ！」を目標に、そば打ちの流れをマスターしましょう。初心者の方、大歓迎です！	5月～8月 全7回	土曜日			9:30～11:30	8人	調理室	材料費 毎回800円
10	男のスイーツ道場	お菓子作りに興味のある男性お待ちしています！ ロールケーキとアップルパイの作り方を学びます。	5/16 10/17 全2回	日曜日			13:30～15:30	6人	調理室	材料費を講座毎に集金
11	【親子休日チャレンジ】 A江戸流手打ちそば体験	年越しそばの時期 江戸流のそば打ちを親子で体験しませんか。	①12/18②12/19③12/25 全3回 1日体験・各回受付	土・日曜日			9:30～11:30	8組	調理室	材料費 1,000円
12	【親子休日チャレンジ】 B夏休み陶芸体験	夏休みの自由製作で、自分だけの食器作りに親子でチャレンジしませんか。飯碗・皿・湯呑みの中から選べます。	①7/25 ②8/1 全2回 1日体験・各回受付	日曜日			9:30～11:30	10組	会議室	材料費・焼成費として 親子2点セットで2,800円
13	【親子休日チャレンジ】 Cお菓子作り体験	バナナ入りチョコレートロールケーキ作りに親子でチャレンジしませんか。本格的なケーキの出来上がりにきっと満足します。	①10/9 ②11/13 全2回 1日体験・各回受付	土曜日			13:30～15:30	8組	調理室	材料費を講座毎に集金
14	【親子休日チャレンジ】 D太巻き寿司作り体験	彩り鮮やかな太巻き寿司作りに親子でチャレンジしませんか。切ってみて歓声があがること間違いなし!!	①10/3 ②10/24 全2回 1日体験・各回受付	日曜日			9:30～11:30	10組	調理室	材料費 600円
15	【親子休日チャレンジ】 Eしめ縄リース作り体験	正月の縁起物しめ縄でリースを作って自由に飾り付け！（飾り付けは当日各自で持参するか、後日各ご家庭で。）	①12/4 全1回	土曜日			9:30～11:30	10組	講座室 (和室)	材料費 300円
16	NEW 【親子休日チャレンジ】 F親子でパークゴルフ体験	令和2年10月にオープンした「パークゴルフそうさ」で、親子で楽しくプレーしませんか。初心者の方も大歓迎です！	①10/3 ②10/24 全2回 1日体験・各回受付	土曜日			9:00～12:00	10組	パークゴルフ そうさ	参加児童 小学校4年生以上
17	【親子休日チャレンジ】 G親子でヨガ体験	親子でできる、簡単なヨガポーズを体験します。 親子で、心も体もリフレッシュしましょう！	①8/1 ②8/22 全2回 1日体験・各回受付	日曜日			11:00～12:15	10組	講座室 (和室)	

◆募集について

- ①先着順で受け付け、定員になり次第締め切ります。
なお、電話での申込みも受付しますが、募集期間内に「申込書」の提出が必要です。
電話での申込みは平日8:30～17:00にお願いします。「申込書」の提出は土日でも可能です。
- ②★印の講座は八日市場公民館と生涯学習センターの両方で開催しています。同時申し込みはできません。
- ③申込者が少数の場合、開催しないことがあります。【申込先】**匝瑳市教育委員会生涯学習室 ☎(67)1266**

お菓子作り講座



親子休日チャレンジ講座 ヨガ体験



匝瑳市使用料、手数料、占用料等規則の改正案

改 正 後		改 正 前	
【減額】		【減額】	
施設名	減額の基準（減額率は50%）	施設名	減額の基準（減額率は50%）
八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>勤労者が組織する団体が主催する行事に利用する場合</u> 3 <u>匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合</u> 4 <u>平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後6時までに市内に居住する者（一般に限る。）が利用する場合</u>	八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>市民の保健、体位の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</u> 3 <u>勤労者が組織する団体が主催する行事に利用する場合</u>
市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>市内</u> の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（以下「学校等」という。）の児童又は生徒が利用する場合	市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合</u> 3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（以下「学校等」という。）の児童又は生徒が利用する場合
都市公園野球場 そうさ観光物産センター 匝りの里	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合	都市公園野球場 そうさ観光物産センター 匝りの里	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の_____児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 <u>5 市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</u> <u>6 平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合</u> <u>7 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合</u>
市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の_____児童又は生徒が教育又は保育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
都市公園野球場	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健、体位の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
そうさ観光物産センター 匝りの里	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の <u>園児</u> 、児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 <u>5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合</u>
市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の <u>園児</u> 、児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
都市公園野球場	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健、体位の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
そうさ観光物産センター 匝りの里	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

匝瑳市教育機関の施設の使用料に関する規則の改正案

改 正 後		改 正 前	
【減額】		【減額】	
施設名	減額の基準（減額率は５０％）	施設名	減額の基準（減額率は５０％）
公民館	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 匝瑳市の区域外（以下「市外」という。）の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合	公民館	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 匝瑳市の区域外（以下「市外」という。）の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
のさか図書館	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合	のさか図書館	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
生涯学習センター	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合	生涯学習センター	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 市外の教育又は社会福祉に関する団体がその目的を達成するために利用する場合
八日市場ドーム	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 ３ 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒及び市内居住の高等学校の生徒が利用する場合 ※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日という。以下同じ。）の午前９時から午後６時までに市内に居住する者が利用する場合（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合に限る。） ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。	八日市場ドーム	１ 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 ２ 匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 ３ 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒及び市内居住の高等学校の生徒が利用する場合 ※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日という。以下同じ。）の午前９時から午後６時までに市内に居住する者が利用する場合（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合に限る。） ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。

【減額】（つづき）

施設名	減額の基準（減額率は50%）
ふれあいスポーツランド	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>市内</u> の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 3 <u>市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒及び市内居住の高等学校の生徒が利用する場合</u> 4 <u>アリーナ及び文化ホールを平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後6時までに市内に居住する者が利用する場合（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合に限る。）</u> ※ アリーナの面積の2分の1を使用する場合 ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。
市営グラウンド	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合
野手浜総合グラウンド	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合
パークゴルフそうさ	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合

【減額】（つづき）

施設名	減額の基準（減額率は50%）
ふれあいスポーツランド	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>市外</u> の教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 ※ アリーナの面積の2分の1を使用する場合 ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。
市営グラウンド	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合
野手浜総合グラウンド	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合
パークゴルフそうさ	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
公民館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（ <u>所属団体を含む。</u> ）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
のさか図書館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（ <u>所属団体を含む。</u> ）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
生涯学習センター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 <u>市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合</u> 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
公民館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体 _____ がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
のさか図書館	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市内の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体 _____ がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
生涯学習センター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 <u>市内の各種団体が非営利の目的で主催する行事等に利用する場合</u> 4 市内の教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】（つづき）

施設名	免除の基準
八日市場ドーム	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（以下「学校等」という。）の_____児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合 ※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合 ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。
ふれあいスポーツランド	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 <u>市内の学校等の児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合</u> 4 <u>市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</u> 5 <u>アリーナ及び文化ホールを平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合</u> 6 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】（つづき）

施設名	免除の基準
八日市場ドーム	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（以下「学校等」という。）の <u>園児、</u> 児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合 ※ メインアリーナ及びサブアリーナを平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合 ※印は、匝瑳市使用料、手数料、占用料等条例に規定している。
ふれあいスポーツランド	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 <u>市内の社会教育関係団体、社会福祉関係団体その他の教育文化活動を行う団体がその目的を達成するために利用する場合</u> 4 <u>市内の各種団体が非営利の目的で主催する行事に使用する場合</u> 5 <u>市民10人以上で構成される団体が非営利の目的で行事を行う場合</u> 6 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】（つづき）

施設名	免除の基準
市営グラウンド	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
野手浜総合グラウンド	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 <u>5</u> 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
パークゴルフそうさ	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】（つづき）

施設名	免除の基準
市営グラウンド	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
野手浜総合グラウンド	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 <u>5</u> 市民10人以上で構成される団体が非営利の目的で行事を行う場合 <u>6</u> 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
パークゴルフそうさ	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健又は体位の向上を図るため教育委員会が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合